寒河江市市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月29日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市規則第25号

寒河江市市税規則の一部を改正する規則

寒河江市市税規則(昭和45年市規則第3号)の一部を次のように改正する。 第108号様式を次のように改める。

第108号様式

	J	京動機付 小型特殊	i:	射	告規	の理由変更	種原動機付	自転車	別	標 識 番	i j-				
	,	4	三月	日 寒河江市長	1	□購入 □譲受け □転入 □その他		□ 所有者 □ 使用者 □ 住所 □ 標識番号 □ その他 ()	第一種 一般原付 総排列量0.05以文注定格 開一種 一般原付 総排列量0.125以下かつ 第一種 特定原付(定格) 第二種 乙 総排列量0.05以文注定格 第二種 甲 総排列量0.125以文注定格	最高出力4.0km以下) 3力0.6km以下) 1力0.8km以下)	□ 農耕作業用 トラクタ スプレーヤー 田航機 コンパイン トレーラ □ その他	納税義務発年 月旧標職番	3	年 月	B
納	所	住 所 又 は 所 在 地	〒 □□□]-000		10			所 有 形 態	1 自己所有 5 その他	(81254)	1 リース	車)
税申	有者	(フリガナ) 氏 ス 名 は 称							※()内は旧主た る定置場所在の 市町村名を記入	(()内は旧主た る定置場所在の 。)
告		名 称 生年月日	明·大·昭·平·	令 年 月	日雷	話番号			車	名	型式及び句	型 型	原動機	の型式	番号
報	3 - 1	AL THE	+ a: =						+ / # !!		年式				
告	使	住 ス所 在 地				車 台 番	号	型式認定	17 方	総併刘直	と又は定格と	出刀 L kW			
義務	用	(フリガナ)							長さ	幅	最高	速度	最	高出力	
杏	者	氏 名は称							сп		cm	km/h			k W
ł		名 生 生 生 生 生 生 生 大 大 大 ス の に 大 ス の に 大 大 ス の に 大 の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に に に に に に に に に に に に に	日 明·大·昭·平·令 年 月 日 電話番号 所						(備考) 1 この証明書は、原動機付自転車等を使用する場合常に携帯し、寒河江市徴税吏員の請求があった場合呈示してください。 2 この証明書は、標識返納の際申告書に添えて提出しなければなりませんから大切に保存しておいてください。						
									1						

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に残存する改正前の様式による用紙は、必要な改定 を加えた上で、なお、当分の間、使用することができる。